

写

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 23 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合条例第 4 号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 4 第 1 項中「自己啓発等休業」の次に「、同法第 26 条の 6 の規定による配偶者同行休業」を加える。

第 11 条第 5 項中「を除く。」の次に「、同法第 26 条の 6 に規定する配偶者同行休業」を加える。

第 72 条第 2 項第 1 号イ中「10,550,000 円」を「11,150,000 円」に改め、同項第 2 号イ中「10,550,000 円」を「11,150,000 円」に改め、同項第 3 号イ中「7,400,000 円」を「7,800,000 円」に改め、同項第 4 号イ中「4,200,000 円」を「4,450,000 円」に改める。

第 82 条第 1 項第 1 号中「常に」の次に「又は隨時」を加え、同項第 2 号中「常に」の次に「又は隨時」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 72 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 82 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた長期家族介護者援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた長期家族介護者援護金については、なお従前の例による

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 10 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 6 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 26 条の 5 の規定による自己啓発等休業、<u>同法第 26 条の 6 の規定による配偶者同行休業</u>、<u>同法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第 29 条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条及び第 3 条に規定する育児休業、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条の規定による休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）並びに育児休業法第 10 条及び第 17 条の規定による育児短時間勤務、地方公務員法第 26 条の 3 の規定による高齢者部分休業その他これらに準ずる事由により勤務をした期間のある月（当該育児短時間勤務及び当該高齢者部分休業をしなか</u></p> | <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第 10 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 6 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 26 条の 5 の規定による自己啓発等休業、<u>同法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第 29 条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条及び第 3 条に規定する育児休業、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条の規定による休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）並びに育児休業法第 10 条及び第 17 条の規定による育児短時間勤務、地方公務員法第 26 条の 3 の規定による高齢者部分休業その他これらに準ずる事由により勤務をした期間のある月（当該育児短時間勤務及び当該高齢者部分休業をしなか</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>った期間のあった月を除く。以下「育児短時間勤務月等」という。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も高いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> | <p>った期間のあった月を除く。以下「育児短時間勤務月等」という。) のうち規則で定めるものを除く。) ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も高いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> |
| <p>(1)～(10) 略 2～5 略</p> | <p>(1)～(10) 略 2～5 略</p> |
| <p>(勤続期間の計算)</p> | <p>(勤続期間の計算)</p> |
| <p>第11条 1～4 略 5 第1項、第2項及び前項の規定による在職期間のうちに休職月等及び育児短時間勤務月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業法第2条に規定する育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日に属する月までの期間に限る。)並びに同法第10条及び第17条の規定による育児短時間勤務をした期間についてはその月数の3分の1に相当する月数とし、地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業(大学等課程の履修(同法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。)又は国際貢献活動(同法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。)の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合を除く。), <u>同法第26条の6に規定する配偶者同行休業及び同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間についてはその月数)を第1項、第2項及び前項の規定により計算した在職期間から除算する。</u></p> | <p>第11条 1～4 略 5 第1項、第2項及び前項の規定による在職期間のうちに休職月等及び育児短時間勤務月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業法第2条に規定する育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日に属する月までの期間に限る。)並びに同法第10条及び第17条の規定による育児短時間勤務をした期間についてはその月数の3分の1に相当する月数とし、地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業(大学等課程の履修(同法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。)又は国際貢献活動(同法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。)の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合を除く。) _____ _____及び同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間についてはその月数)を第1項、第2項及び前項の規定により計算した在職期間から除算する。</p> |
| <p>6～11 略</p> | <p>6～11 略</p> |
| <p>(遺族特別援護金の支給)</p> | <p>(遺族特別援護金の支給)</p> |
| <p>第72条 略 2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる</p> | <p>第72条 略 2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる</p> |

| | |
|--|--|
| <p>者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>11,150,000円</u></p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、第52条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>11,150,000円</u></p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、非常勤の職員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第42条第1項の表に定める第7級以上の等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>7,800,000円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>4,450,000円</u></p> <p>3 略</p> <p>(長期家族介護者援護金の支給)</p> <p>第82条 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が第一次に該当する者（以下この条において「要介護年金受給者」という。）が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。）に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めたときは、管理者は、長期家族介護者援護</p> | <p>者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>10,550,000円</u></p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、第52条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>10,550,000円</u></p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、非常勤の職員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第42条第1項の表に定める第7級以上の等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>7,400,000円</u></p> <p>(4) 遺族補償一時金の受給権者で第52条第2項第3号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 略 イ 通勤による死亡の場合 <u>4,200,000円</u></p> <p>3 略</p> <p>(長期家族介護者援護金の支給)</p> <p>第82条 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が第一次に該当する者（以下この条において「要介護年金受給者」という。）が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。）に、その遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めたときは、管理者は、長期家族介護者援護</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>金を支給しないことができる。</p> <p>(1) せき臓その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に<u>又は</u><u>随時</u>介護を要するもの</p> <p>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に<u>又は</u><u>随時</u>介護を要するもの</p> <p>2～7 略</p> | <p>金を支給しないことができる。</p> <p>(1) せき臓その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に_____介護を要するもの</p> <p>(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に_____介護を要するもの</p> <p>2～7 略</p> |
|---|---|